

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構防災業務計画

(平成23年4月1日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第39条第1項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第6条第1項の規定に基づき国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)がその所掌業務につき、防災に関し講じるべき措置を定めて、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における対策の迅速かつ適切な実施を図ることを目的とする。

第2節 実施方針

1. この計画で対象とする災害とは、農林水産省防災業務計画(昭和38年9月6日付け38総第915号)に記述されている全ての災害及びその他理事長が災害対策を講じる必要があると認める災害とする。
2. この計画により農研機構が講じる措置は、原則として国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成11年法律第192号)第14条に定める所掌業務の範囲とする。
3. この計画の実施に当たっては、農林水産省、関係行政機関、地方公共団体、その他関係公共機関等(以下「関係機関」という。)と防災情報を共有して調整を行い、関係機関の総合的な防災活動及び災害対策の推進に寄与するよう努める。
4. 農研機構は、自身が被災した場合においても、この計画の実施に必要な体制及び支援機能について、速やかな復旧に努める。

第3節 防災業務計画実施要領等の整備

この計画を円滑に推進するため、具体的かつ網羅的な防災業務計画実施要領及びこれに類する文書（以下「実施要領等」という。）を整備する。

第2章 防災に関する組織

第1節 リスク管理委員会

リスク管理委員会（リスク評価と対応に関する規程（28規程第154号）第2条第1項に定めるリスク管理委員会をいう。）は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）防災業務計画の策定、変更及び実施に関する事項
- （2）その他、防災に関する重要事項

第2節 災害対策本部

1. 理事長は、第1章第2節の1に規定する災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
2. 対策本部は、この計画に基づき農研機構が実施する災害を未然に防止するための対策又は災害が発生した場合における対策を統括する。
3. 対策本部は、対策本部長（以下「本部長」という。）、副対策本部長（以下「副本部長」という。）、本部長補佐及び委員をもって組織する。
4. 本部長は理事長、副本部長は副理事長をもって充てるものとし、本部長補佐にあっては理事のうちから、委員にあっては職員のうちから理事長が指名する。
5. 本部長は、対策本部を総理する。
6. 対策本部は、本部長が招集する。
7. 本部長に事故があるときは、副本部長（副本部長にも事故があるときは本部長補佐）がその職務を代理する。
8. 1から7までに定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、実施要領等で定める。

第3節 災害対策支援隊

1. 本部長は、第1章第2節の1に規定する災害について、関係機関から対策支援の要請があった場合及びその他の場合において、本部長が必要と認める場合に災害対策支援隊（以下「支援隊」という。）を設置する。

2. 支援隊は、この計画に基づき、対策本部の統括の下で、関係機関の実施する、災害等を未然に防止する対策又は災害が発生した場合における対策を、迅速かつ適切に支援する。
3. 1及び2に定めるもののほか、支援隊の組織及び運営に関し必要な事項は、実施要領等で定める。

第3章 農研機構における防災に関する試験・研究・調査

1. 農研機構は、第1章第2節の1に規定する災害について、予防対策や発生後の復興支援を計画的かつ効果的に推進するための試験及び研究並びに調査（以下「研究等」という。）を実施する。
2. 農研機構は、防災に関する研究等の成果を積極的に公表し、関係機関への周知に努める。また、災害発生時だけでなく、平常時から関係機関からの防災に関する研究等についての問い合わせ、相談への対応に努める。
3. 1及び2に定めるもののほか、防災に関する研究等に関し必要な事項は、実施要領等で定める。

第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づく地震防災対策強化地域においては、第1章から第3章までに定める必要な対策を推進するほか、この章に定める地震防災に関する対策の強化を図るものとする。

第1節 地震防災応急対策

1. 地震予知情報等の伝達
気象庁が東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を公表した場合又は警戒宣言（大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定に基づく地震災害に関する警戒宣言をいう。）若しくは警戒解除宣言（同条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言をいう。）が発せられた場合には、その旨を速やかに緊急連絡網により、理事長及びあらかじめ災害発生時の役割を定めた役職員（以下「防災担当役職員」という。）に伝達する。
2. 東海地震注意情報に基づく防災対応
気象庁が東海地震注意情報を公表した場合には、理事長は、防災担当役職

員の緊急参集等を行うとともに、迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有化を図るものとする。

3. 対策本部の設置

警戒宣言が発せられた場合には、理事長は、第2章第2節の規定に基づき対策本部の設置を行い、必要な体制を整備するものとする。

第2節 大規模な地震に係る防災訓練及び教育活動の実施

地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練に関しては、緊急連絡網による情報の伝達、防災担当役職員の緊急参集、対策本部の設置等について実施するものとする。

また、役職員に対して、東海地震について防災上必要な知識等の教育の実施及び指導を行うものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域においては、第1章から第3章までに定める必要な対策を推進するほか、この章に定める地震防災に関する対策の強化を図るものとする。

第1節 防災体制及び応急対策

南海トラフ地震が発生した場合には、その旨を速やかに緊急連絡網により、理事長及び防災担当役職員に伝達する。

また、理事長は、防災担当役職員の緊急参集等を行うとともに、迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有化を図るものとする。

さらに、理事長は、第2章第2節の規定に基づき対策本部の設置を行い、必要な体制を整備するものとする。

第2節 大規模な地震に係る防災訓練及び教育活動の実施

南海トラフ地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練に関しては、緊急連絡網による情報の伝達、防災担当役職員の緊急参集、対策本部の設置等について実施するものとする。

また、役職員に対して、南海トラフ地震について防災上必要な知識等の教育の実施及び指導を行うものとする。

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては、第1章から第3章までに定める必要な対策を推進するほか、この章に定める地震防災に関する対策の強化を図るものとする。

第1節 防災体制及び応急対策

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合には、その旨を速やかに緊急連絡網により、理事長及び防災担当役職員に伝達する。

また、理事長は、防災担当役職員の緊急参集等を行うとともに、迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有化を図るものとする。

さらに、理事長は、第2章第2節の規定に基づき対策本部の設置を行い、必要な体制を整備するものとする。

第2節 大規模な地震に係る防災訓練及び教育活動の実施

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練に関しては、緊急連絡網による情報の伝達、防災担当役職員の緊急参集、対策本部の設置等について実施するものとする。

また、役職員に対して、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について防災上必要な知識等の教育の実施及び指導を行うものとする。

附則 この計画は平成18年4月1日から施行する。